

国保年金 だより

KOKUHONENKINDAYORI

医療費が結構かかるかも…そんな時は

■限度額適用認定証を

申請してください

国保加入者の方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、高額な医療費の支払いが限度額までとなり、高額療養費申請の必要が原則なくなります。(※1)

入院など、高額な医療費の支払い予定のある方は、市民課国保年金係で認定証の交付申請をお勧めします。(社会保険などに加入している方は、ご加入の健康保険での手続きとなります。)

なお、認定証は70歳未満と70歳以上で区分、自己負担限度額が異なります。70歳以上の方については住民税非課税世帯の方に限り、認定証を発行することができます。(※2)ただし、国民健康保険税に未納がある場合、認定証を発行することはできません。

(※1) 認定証は提示した病院などで自己負担額を負担することになります。同月内

複数の病院を受診された場合、高額療養費申請の手続きが生じる場合もあります。ご不明な点については市民課国保年金係までお問い合わせください。

(※2) 70歳以上の方で認定証が必要な方は、住民税非課税世帯の方に限られます。その他の区分の方は高齢受給者証を提示することで窓口での負担が限度額までとなります。

■認定証をお持ちの方へ

現在交付されている限度額認定証の有効期限は平成27年7月31日までのものです。8月以降も必要な方は再度申請が必要ですので、**保険証、印鑑(世帯主姓のもの)、期限の切れた認定証を持参の上、申請してください。**

なお、前年の所得に基づいて限度額を決定しますので、病院などへ支払う金額が、前年度と変更になる場合があります。

(70歳未満の方)

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	4回目以降の限度額
ア：旧ただし書所得901万円超の方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ：旧ただし書所得600万円超～901万円以下の方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ：旧ただし書所得210万円超～600万円以下の方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ：旧ただし書所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
オ：住民税非課税世帯の方	35,400円	24,600円

(70歳以上の方)

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額		
	外来	入院+外来	
現役並みの所得者(月収28万円以上など窓口負担3割の方)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	
一般	12,000円	44,400円	
低所得者(住民税非課税世帯の方)	8,000円	Ⅱ(Ⅰ以外の方)	24,600円
		Ⅰ(年金受給額80万円以下や総所得金額ゼロの方)	15,000円

■4回目以降も3回目までの限度額で請求となった場合

高額療養費の手続きが必要となります。

※手続きに必要なもの：病院等の領収書、世帯主の通帳(委任があれば他の者でも可)、認印(世帯主のもの)

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金には、経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な場合、全額又は一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)の制度があります。

■免除までの流れ

免除の申請をすると、免除を申請される方とその配偶者、世帯主の前年所得について年金事務所が審査し、所得額によって免除の承認、もしくは却下が判定され、結果の通知が送付されます。

■免除の期間

免除の期間は、毎年7月分から翌年6月分です。現在は平成27年7月分から平成28年6月分までの申請ができます。結果が出るまで期間がかかりますので、早めの申請をお願いいたします。

※平成26年4月より過去2年1か月前まで遡って免除申請をできるようにしました。ご不明な点等については市民課国保年金係または東北福島年金事務所までお問い合わせください。

■特例による免除の取り扱い
失業・倒産・事業の廃止や

天災にあわれた方は特例の取り扱いとなりますので、そのことを証明できる書類(失業であれば雇用保険受給者資格証や雇用保険被保険者離職票など)を添えて市民課国保年金係で申請してください。

※平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業があった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになりました。(平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです。)

■一部免除の承認となった場合の注意事項

一部免除の承認となった場合、その期間の一部納付分を納付しないときは、未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。また、申請が却下された場合も保険料を納めないときは未納期間となります。

問 市民課国保年金係

☎24・5342

東北福島年金事務所

☎024・535・0141

学び・文化・スポーツの広場



The CORNER of LEARNING / CULTURE / SPORTS

問 生涯学習センター（中央公民館内）
中央公民館図書室
本宮字矢来 39-1 ☎ 33-2611
白沢公民館
白岩字堤崎 500 ☎ 44-2350
しらさわ夢図書館
白岩字堤崎 500 ☎ 44-2112

ラベンダーでクラフト作り&リップクリーム作り

〜まゆみ学級〜

中央公民館では、家庭教育講座として、まゆみ学級があり、小・中学生を持つお母さんたちが集まり、月1回学習会を開催しています。

1回目は、ハーブとスローライフ研究家の瀧田勉先生を講師に向かえ「ラベンダーを使ったクラフト作り&リップクリーム作り」に挑戦しました。学級生は、2種類のラベンダーの香りに癒されながら自分の好みのリボンで編んでいくクラフト作りを

安達地方の歴史学ぶ

〜文化財講座〜

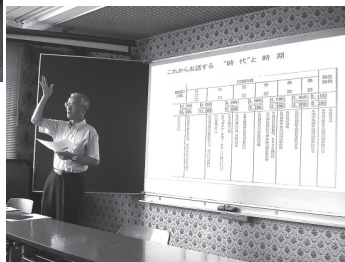
白沢公民館では、7月7日より全6回コースで生涯学習講座の一つ、『文化財講座』を開講しました。

第1回学習会では、あたらふるさとホール（大玉村歴史民俗資料館）館長 日下部善己先生を講師に迎え、【安達地方を築いた人々】をテーマに学習しました。

参加した受講生24名は、安達地方の歴史や変革、発展についての講話を聴き、地元の歴史文化に思いをはせていました。



地域の歴史について学ぶ参加者



お話しをした日下部先生



ラベンダーの香りを楽しみながら作りました

楽しんでいました。また、リップクリームでは、ラベンダーの精油や蜜蝋を混ぜながら自分の好きな香りを選んで作りました。

キャラクター
モトム(本夢)くん



本宮は みんなが愛する 本の街

しらさわ夢図書館 中央公民館図書室 からのご案内

新着本

＊絵本・児童書・紙芝居＊

- ・とんだとんだ ……いまもりみつひこ
- ・どうぶつ ……ディック・ブルーナ
- ・野馬追の少年、震災をこえて ……井上こみち
- ・シノダ!夏休みの秘密の友だち…富安陽子
- ・ベルンカとやしの実じいさん上・下 ……パベル・シュロット
- ・ふりかえれば名探偵 ……杉山 亮
- ・なぜ戦争はよくないか ……アリス・ウォーカー
- ・えんぴつびな ……長崎源之助
- ・へいわってどんなこと? ……浜田桂子

＊一般書・実用書＊

- ・21世紀の資本 ……トマ・ピケティ
- ・百歳の力 ……篠田桃紅
- ・賢者の戦略 ……手嶋龍一
- ・人生はZOOっと楽しい! ……水野敬也
- ・イスラム国の正体 ……国枝昌樹
- ・家族のお金が増えるのは、どっち!? ……菅井敏之
- ・なぜ、この人と話をすると楽になるのか ……吉田尚記
- ・牛と土 ……眞並恭介
- ・二人が睦まじくいるためには…吉野 弘

※これらの図書は、どちらの窓口からも借りることができます。ただし、移送等で少々時間を頂く場合がありますので、ご了承願います。(視聴覚資料は、図書館でのみ貸出・返却となります)

イベント

■赤ちゃん・妊婦さんへのおはなし会

と き：8月28日(金) 11:00～11:20
対 象：赤ちゃん(0・1・2才くらいまで)とその保護者、妊婦さんとその家族
内 容：赤ちゃんへの絵本の読み聞かせやわらべうた、親子でのふれあいあそびなどを行います。また妊婦さん、新米ママ向けの赤ちゃんへの接し方や子育て豆知識などについてもお話します

■ドリームおはなし会

と き：8月30日(日) 11:00～11:40
対 象：幼児～小学生とその保護者、一般
内 容：絵本の読み聞かせ、手袋人形、パネルシアター、エプロンシアター、紙しばい、工作など、親子でいっしょに楽しめるプログラムでお話をします

■本宮市読書活動ボランティア養成講座 第4回学習会

と き：8月18日(火) 13:30～15:30
場 所：しらさわ夢図書館 視聴覚室
内 容：講義「アニメーション②～実技編～」アニメーションの実践のしかたについて、専門講師を招いて実技を通して学びます。
申 込：ご希望の方は直接図書館へ電話で申し込みください。